

日本型直接支払について

平成 2 8 年 5 月
農 林 水 産 省

目 次

I. 日本型直接支払の導入

- (1) 農業の有する多面的機能の発揮の促進 ・ 1
 に関する法律の概要（平成26年6月）
- (2) 日本型直接支払の概要 ・ ・ ・ ・ ・ 2
- (3) 日本型直接支払導入までの経緯 ・ ・ ・ 3

II. 多面的機能支払による取組

- (1) 多面的機能支払制度の概要
 - ①多面的機能支払の構成 ・ ・ ・ ・ ・ 4
 - ②交付対象者・活動の手順 ・ ・ ・ ・ ・ 5
 - ③交付単価・交付の流れ ・ ・ ・ ・ ・ 6
- (2) 多面的機能支払の取組状況 ・ ・ ・ ・ ・ 7

III. 中山間地域等直接支払による取組

- (1) 中山間地域等直接支払制度の概要
 - ①交付要件、交付単価等 ・ ・ ・ ・ ・ 10
 - ②協定に定める活動内容、加算措置 ・ ・ 11
 - ③制度のこれまでの経緯 ・ ・ ・ ・ ・ 12
- (2) 中山間地域等直接支払の取組状況 ・ ・ 13

IV. 環境保全型農業直接支払による取組

- (1) 環境保全型農業直接支払の概要
 - ①支援対象、交付単価等 ・ ・ ・ ・ ・ 15
 - ②地域特認取組の例 ・ ・ ・ ・ ・ 16
 - ③環境保全型農業に係る施策の変遷 ・ ・ 17
- (2) 環境保全型農業直接支払の取組状況 ・ 18

I. 日本型直接支払の導入

(1) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の概要（平成26年6月）

基本理念

1. 農業の有する多面的機能が、国民に多くの恵沢をもたらすものであることを踏まえ、その発揮の促進を図る取組に対し、国、都道府県及び市町村が相互に連携を図りながら集中的かつ効果的に支援を行うことを旨として、その発揮の促進が図られなければならない。
2. 農業の有する多面的機能の発揮の促進に当たっては、その発揮に不可欠であり、かつ、**地域における貴重な資源である農用地の保全に資する各種の取組が、長年にわたって農業者その他の地域住民による共同活動により営まれ、良好な地域社会の維持及び形成に重要な役割を果たしてきている**とともに、農用地の効率的な利用の促進にも資するものであることに鑑み、当該**共同活動の実施による各種の取組の推進**が図られなければならない。（第2条）

計画制度

1. 農林水産大臣による「**基本指針**」の策定（第4条）
2. 都道府県知事による「**基本方針**」の策定（第5条）
3. 市町村による「**促進計画**」の作成（第6条）
4. 農業者団体等による「**事業計画**」の作成・実施（第7条）

対象となる取組

1. 農地、農業用水等の保全のための地域の共同活動により行われる次の取組
【**多面的機能支払**】（第3条第3項第1号）
 - イ 水路、農道、農地法面等の機能を維持するための取組（**農地維持支払**）
 - ロ イの機能を増進するための改良、補修等の取組（**資源向上支払**）
2. 中山間地域等における農業生産活動の継続を推進する取組【**中山間地域等直接支払**】（第3条第3項第2号）
3. 自然環境の保全に資する農業生産活動を推進する取組【**環境保全型農業直接支払**】（第3条第3項第3号）

事業計画に記載された事業の実施に対する措置

国、都道府県及び市町村による**費用の補助**（第9条）

(2) 日本型直接支払の概要

- 農業・農村は、国土保全、水源かん養、自然環境保全、景観形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受していますが、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。
- また、地域の共同活動の困難化に伴い、担い手への水路、農道等の地域資源の維持管理の負担が増大し、担い手による規模拡大が阻害されることが懸念される状況にあります。
- このため、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対して支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押ししていく必要があります。

制度の全体像

※ 金額は、H28年度予算額
(括弧内は、H27年度予算額)

多面的機能支払 48,251 (48,251)百万円

農地維持支払

多面的機能を支える共同活動を支援

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押し



農地法面の草刈り



水路の泥上げ

- 支援対象**
- ・ 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
 - ・ 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保管理構想の作成 等

資源向上支払

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援



水路のひび割れ補修



植栽活動

- 支援対象**
- ・ 水路、農道、ため池の軽微な補修
 - ・ 植栽による景観形成、ビオトープづくり
 - ・ 施設の長寿命化のための活動 等

中山間地域等直接支払 26,300 (29,000)百万円

中山間地域等の農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持する活動を支援



中山間地域
(山口県長門市)

環境保全型農業直接支払 2,410 (2,609) 百万円

自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援

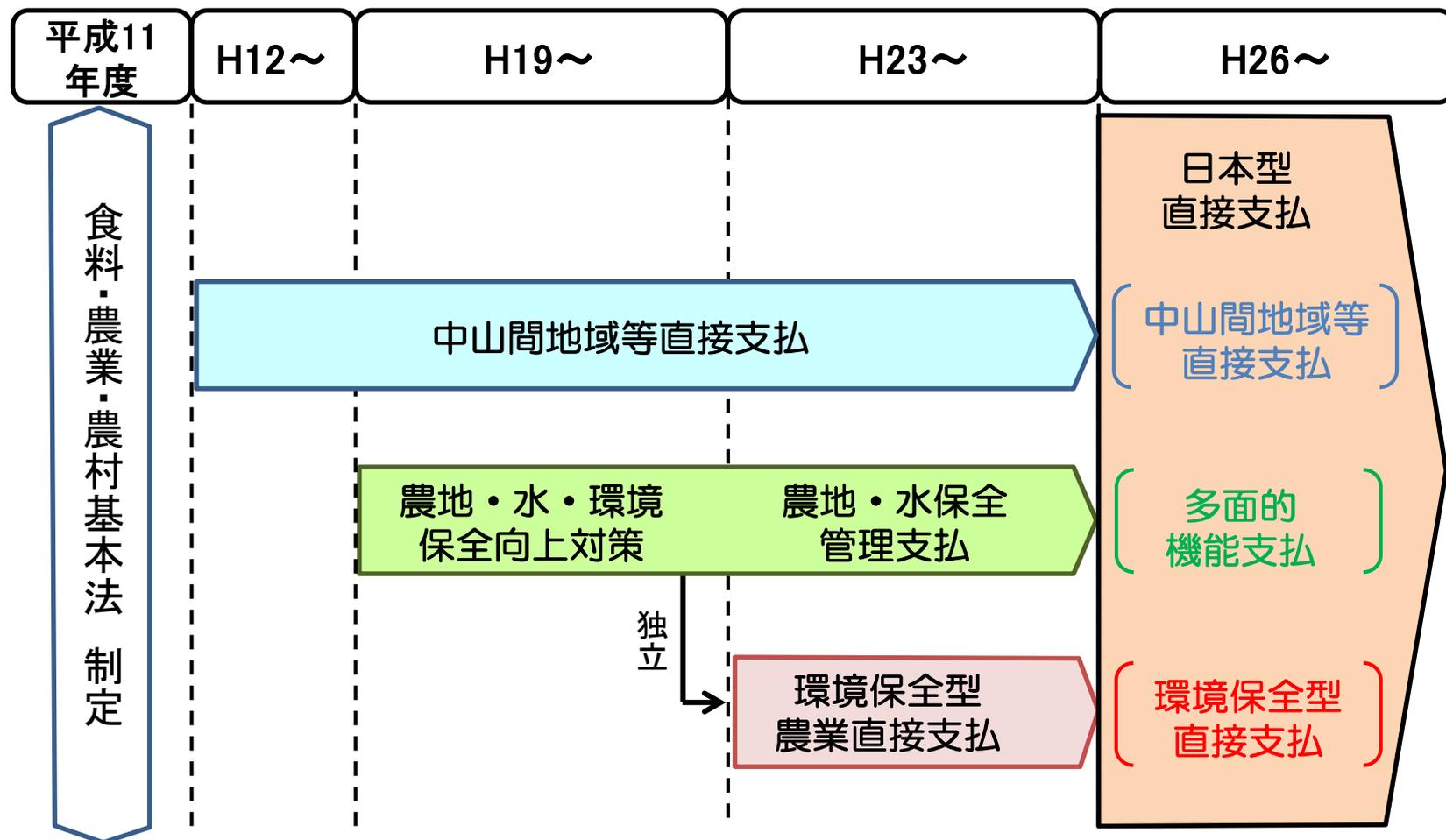


カバークロップ
(緑肥)の作付け

※5年ごとに支払の効果や取組の定着状況等を検証し、施策に反映。

(3) 日本型直接支払導入までの経緯

- 平成12年度より、中山間地域の条件不利を補填するため、我が国初の直接支払として中山間地域等直接支払を開始。
- 平成19年度より、農地・農業用水等の保全と質的向上に資する共同活動と、化学肥料・農薬の低減など環境保全に向けた営農活動を支援するため、農地・水・環境保全向上対策を開始。
- 平成23年度に、農地・水・環境保全向上対策から環境保全に向けた営農活動を独立。
- 平成26年度より、日本型直接支払（中山間地域等直接支払、多面的機能支払、環境保全型農業直接支払）を開始。



II. 多面的機能支払による取組

(1) 多面的機能支払制度の概要 ①多面的機能支払の構成

多面的機能支払交付金の構成

(1) 農地維持支払交付金

①地域資源の基礎的な保全活動

【活動例】



②地域資源の適切な保安全管理のための推進活動

多面的機能支払交付金

(2) 資源向上支払交付金

1) 地域資源の質的向上を図る共同活動

2) 施設の長寿命化のための活動

【活動例】



3) 地域資源保全プランの策定

4) 組織の広域化・体制強化

①施設の軽微な補修

【活動例】



②農村環境保全活動

【活動例】



③多面的機能の増進を図る活動

②交付対象者・活動の手順

- 地域内の農業者等が共同で取り組む地域活動を支援。
- 農地維持支払は、農業者のみの組織でも支援対象（非農業者の参加を要件としない）。

交付対象者

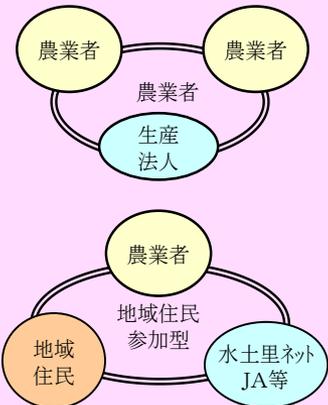
農地維持支払

- 農業者のみで構成される活動組織

又は

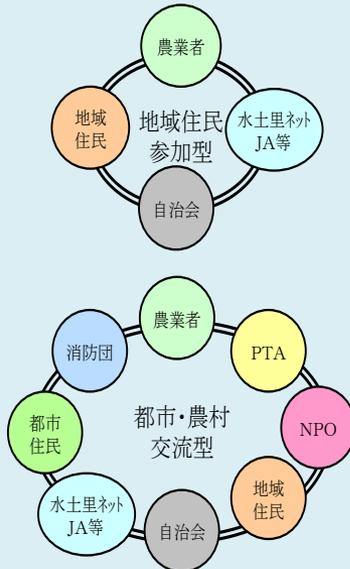
農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される活動組織

- 資源向上支払と同組織での取組が可能



資源向上支払

- 農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される活動組織



活動の手順

①活動組織の設立

- 活動組織を設立します。設立にあたっては設立総会等を開催し、事業計画書、活動計画書の案を作成し、総会で構成員からの合意を得ます。

②事業計画書の策定

- 活動組織は、農地維持支払及び資源向上支払で取り組む内容を話し合い、事業計画書を策定し、市町村から事業計画の認定を受けます。

③事業計画の認定

- 活動期間は、5年間です。

④申請書類の提出

- 事業計画が認定された後に、当該年度の活動に必要な交付金を市町村へ申請します。

⑤活動の実施

- 交付金を受け、活動計画書に定めた農用地、水路等の保全活動等を計画に基づき実施します。

⑥活動の記録・報告

- 実施した活動は、作業の内容や金銭の収支等について記録し実施状況報告書を作成の上、市町村に提出します。

③交付単価・交付の流れ

- 国・地方・農業者等に利益が及ぶものであることから、農地・水保全管理支払と同様に、国・地方・農業者等が同等の役割分担をすることとし（国：地方：農業者等＝1：1：1）、国と地方を合わせた交付単価を設定。
- 都道府県と市町村の負担に対して、普通交付税と特別交付税を組み合わせた交付税措置により、地方負担を軽減。
- 交付金は、国から都道府県、都道府県から市町村に交付され、活動組織には市町村から交付。

交付単価 (円/10a)

都府県	①農地維持支払	②資源向上支払※1, 2, 3 (共同活動)	①と②に取り 組む場合	③資源向上 支払 (長寿命化※4, 5)	①、②及び③に 取り組む場合※6
田	3,000	2,400	5,400	4,400	9,200
畑※7	2,000	1,440	3,440	2,000	5,080
草地	250	240	490	400	830

北海道	①	②※1, 2, 3	①+②	③※4, 5	①+②+③ ※6
田	2,300	1,920	4,220	3,400	7,140
畑※7	1,000	480	1,480	600	1,960
草地	130	120	250	400	620

※1：農地・水・環境保全向上対策及び農地・水保全管理支払の取組を5年間以上継続している農用地については、単価は0.75を乗じた額となる。

※2：②の資源向上支払(共同活動)は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが基本。

※3：多面的機能の増進を図る活動に取り組めない場合は、単価は5/6を乗じた額となる。

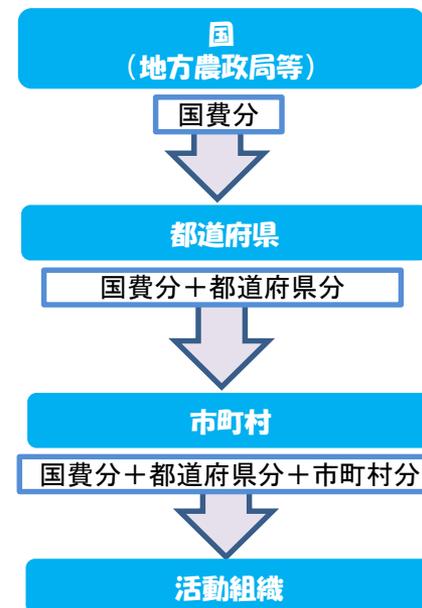
※4：水路や農道などの施設の補修や更新を実施。

※5：本単価は交付上限額で、広域活動組織の規模を満たさず、かつ直営施工を実施しない場合は、単価は5/6を乗じた額となる。

※6：②及び③と一緒に取り組む場合は、②の単価は0.75を乗じた額となる。従って、①、②及び③と一緒に取り組む場合、都府県・田では合計で9,200円/10aとなる。

※7：畑には樹園地を含む。

交付ルート



※平成27年度からは、法律に基づく措置として、中山間地域等直接支払及び環境保全型農業直接支払と併せ、国から都道府県及び市町村を通じたルートに変更。

地方交付税措置

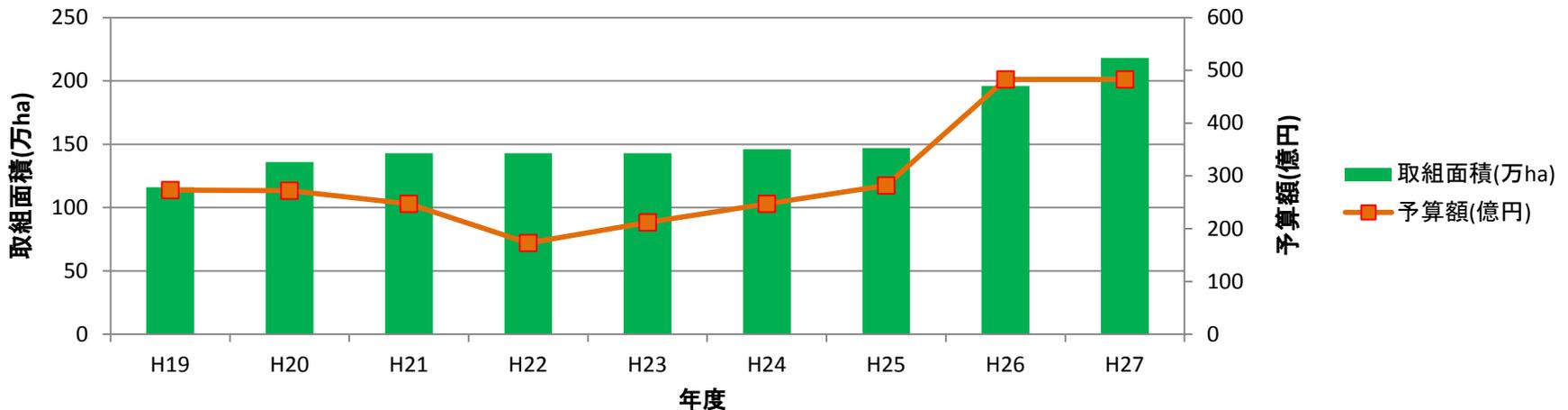
多面的機能支払交付金に係る地方公共団体の負担について、普通交付税で6割を算定し、残余については市町村については6割、都道府県については4割を特別交付税で措置。

(2) 多面的機能支払の取組状況①

- 農地・水保全管理支払交付金は、平成19年度に創設され、平成26年度からは多面的機能支払交付金を創設。
- 平成27年度は、約2万8千の活動組織、約218万haの農地を対象とした活動を支援。

○予算額（国費）、取組面積の推移

年 度		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
農地・水保全管理支払交付金	予算額（億円）※1	273	272	247	173	212	247	282	—	—
	取組面積（万ha） （共同活動）	116	136	143	143	143	146	147	—	—
多面的機能支払交付金	予算額（億円）※1	—	—	—	—	—	—	—	483	483
	取組面積（万ha） （農地維持支払）	—	—	—	—	—	—	—	196	218※2



※1 H25までは、共同活動支援交付金＋向上活動支援交付金＋推進交付金
H26及びH27は、農地維持支払交付金＋資源向上支払交付金＋推進交付金

※2 H27の取組面積は、平成28年1月末現在における見込み値

(2) 多面的機能支払の取組状況②

地目別(田、畑、草地別)取組状況

○ 地目別取組状況では、

- 1) 取組面積218万haの内訳は、田が137万ha、畑が52万ha、草地が29万haとなっている。
- 2) 対象農用地面積に対する取組面積の比率(カバー率)としては、田が61%、畑が42%、草地が40%となっている。
- 3) 地域ブロック別では、北陸、東北では取組面積に占める田の割合が90%以上となっており、沖縄では取組面積に占める畑の割合が約96%となっている。また、北海道は畑、草地での取組が多い。

①地目別取組面積とカバー率 (平成27年度見込み)

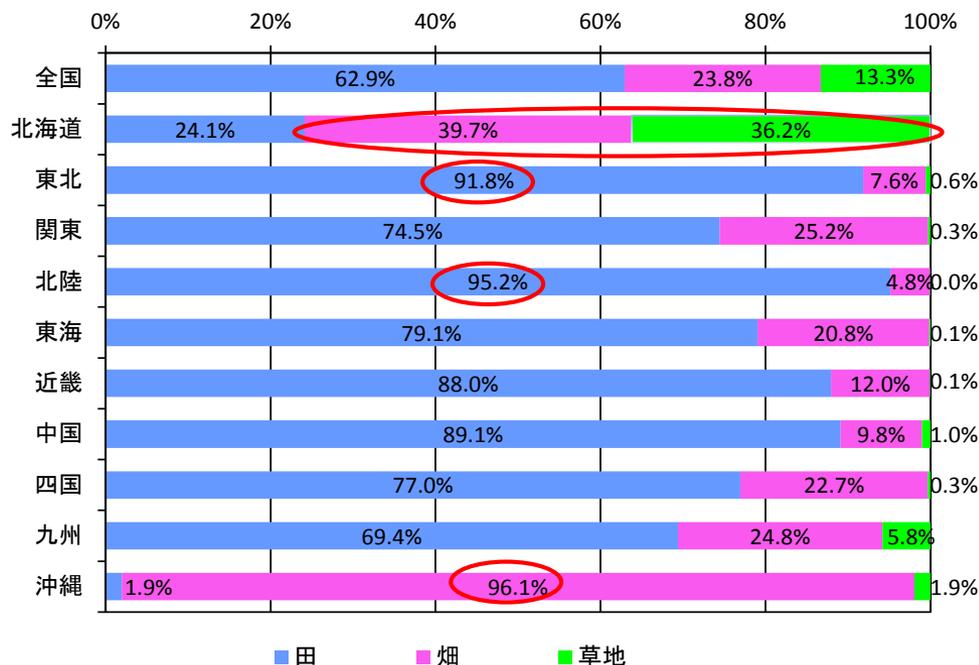
	取組面積 (ha) A	対象農用地面積 (千ha) B	カバー率 A/B
全体	2,178,405	4,208.0	52%
田	1,371,239	2,245.2	61%
畑	517,834	1,238.6	42%
草地	289,332	724.2	40%

注：全体の対象農用地面積は、「平成26年農用地区域内の農地面積調査」における農地面積に「農用地区域内の採草放牧地面積」（農村振興局調べ）を加えた面積。

注：地目別の対象農用地面積は、以下による推計値。

- ・田面積 = 「平成26年農用地区域内の農地面積調査」をもとに「道府県別地目別面積比率調査」による田面積比率により算出
- ・畑面積 = (「平成26年農用地区域内の農地面積調査」をもとに「道府県別地目別面積比率調査」による畑面積比率により算出した面積 × 「平成26年耕地及び作付面積統計」における普通畑の比率) + 「平成26年農用地区域内の農地面積調査」をもとに「道府県別地目別面積比率調査」による樹園地面積比率により算出した面積
- ・草地面積 = (「平成26年農用地区域内の農地面積調査」をもとに「道府県別地目別面積比率調査」による畑面積比率により算出した面積 × 「平成26年耕地及び作付面積統計」における牧草地の比率) + 「農用地区域内の採草放牧地面積」（農村振興局調べ）をもとに「道府県別地目別面積比率調査」による採草放牧地面積比率により算出した面積

②地目別の取組面積割合 (地域ブロック別) (平成27年度見込み)



(2) 多面的機能支払の取組状況③

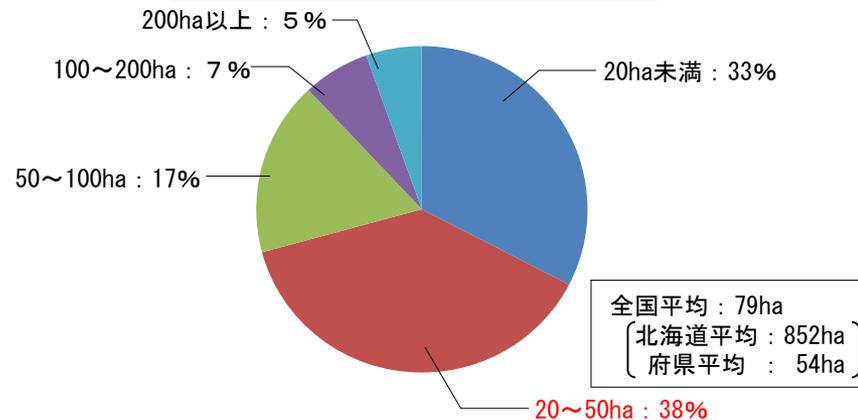
○ 活動組織には、非農業者も含め 192万人・団体が構成員として参加。活動組織に参画する団体は、自治会、子ども会、女性会等多様な主体により構成（平成26年度）。

○活動組織の構成員数

個人		団体	
農業者	非農業者	農業関係 〔農事組合法人、 営農組合等〕	その他 〔自治会、子供会、 女性会等〕
136万5千人	42万5千人	27,482	104,682
合計 192万人・団体			

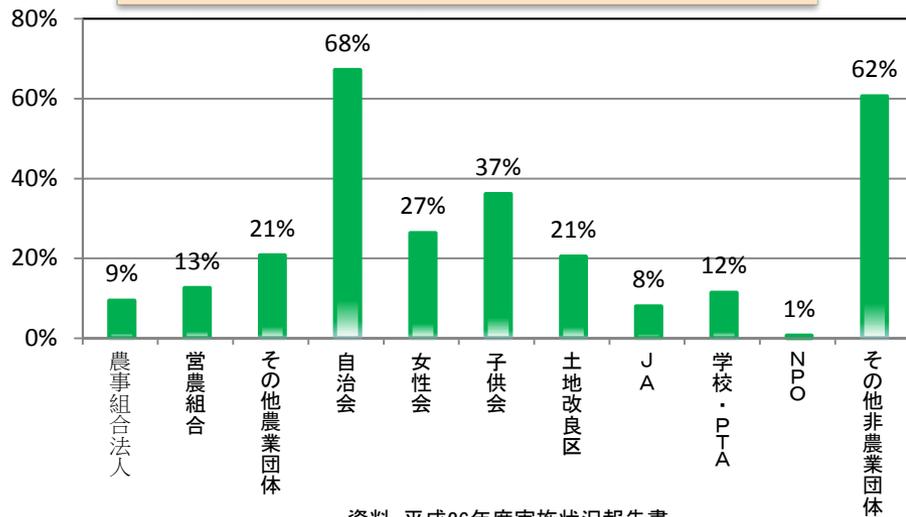
資料：平成26年度実施状況報告書

○活動組織の活動面積の規模



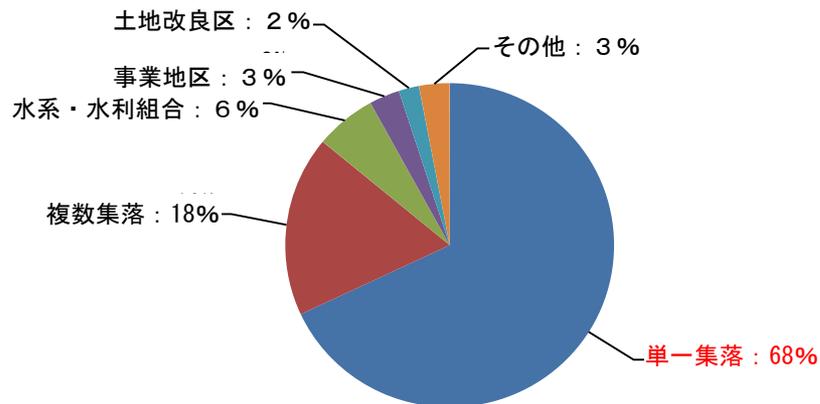
資料：平成26年度実施状況報告書

○活動組織への各団体の参画割合（全国）



資料：平成26年度実施状況報告書

○活動組織の地区の設定要因



資料：共同活動抽出調査（平成21年12月実施）

Ⅲ. 中山間地域等直接支払による取組

(1) 中山間地域等直接支払制度の概要 ①交付要件、交付単価等

- 集落等を単位とする取決め(協定)を締結し、これに従って5年間以上農業生産活動等を継続する農業者等に対して、単位面積当たり一定額を交付する仕組み。単価は、中山間地域等と平地との生産条件格差の範囲内で設定。
- 平成27年度から第4期対策(平成27年度～平成31年度)を開始したところであり、平成28年度予算は263億円を計上。

交付要件

1. 制度の対象となる地域及び農用地

地域振興立法で指定された地域において、傾斜がある等の基準を満たす農用地

(1) 対象地域

- ① 「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域自立促進特別措置法」「半島振興法」「離島振興法」「沖縄振興特別措置法」「奄美群島振興開発特別措置法」「小笠原諸島振興開発特別措置法」等によって指定された地域
- ② ①に準じて、都道府県知事が特に定めた基準を満たす地域

(2) 対象農用地

- ① 急傾斜地(田: 1/20以上、畑・草地・採草放牧地: 15°以上)
- ② 緩傾斜地(田: 1/100以上1/20未満、畑・草地・採草放牧地: 8°以上15°未満)
- ③ 小区画・不整形な田
- ④ 高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地
- ⑤ 積算気温が低く、草地比率の高い草地
- ⑥ ①～⑤の基準に準じて、都道府県知事が定める基準に該当する農用地

2. 対象者

集落等を単位とする協定を締結し、5年間以上農業生産活動等を継続する農業者等

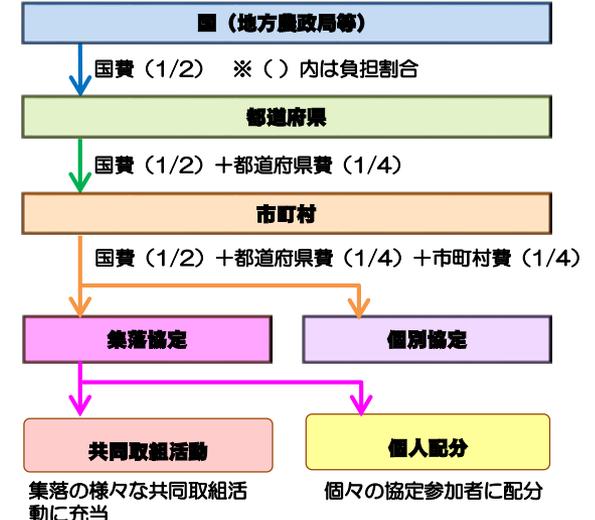
3. 交付金の使途

協定参加者の話し合いにより、地域の実情に応じた幅広い使途に活用することが可能

交付単価

地目	区分	交付単価(円/10a)
田	急傾斜(1/20～)	21,000
	緩傾斜(1/100～)	8,000
畑	急傾斜(15°～)	11,500
	緩傾斜(8°～)	3,500
草地	急傾斜(15°～)	10,500
	緩傾斜(8°～)	3,000
	草地比率の高い草地(寒冷地)	1,500
採草放牧地	急傾斜(15°～)	1,000
	緩傾斜(8°～)	300

交付金交付の流れ



②協定に定める活動内容、加算措置

- 協定には、適正な農業生産活動に加え、多面的機能の増進につながる活動を必須の事項として記載。これに加えて、農業生産活動等の体制整備のための、より前向きな活動を協定に位置づけた場合には、交付単価の10割を交付。
- さらに、一定の取組を行う場合の加算措置を講じているところ。

①農業生産活動を継続するための活動 基礎単価（単価の8割を交付）

- ・ 農業生産活動等（必須）
例：耕作放棄の発生防止、水路・農道等の管理（泥上げ、草刈り等）
- ・ 多面的機能を増進する活動（選択的必須）
例：周辺林地の管理、景観作物の作付、体験農園、魚類等の保護

②体制整備のための前向きな取組 体制整備単価（単価の10割を交付）

- 例：・ 農業生産性の向上に係る取組（農作業の共同化、担い手への農地集積等）
- ・ 女性・若者等の新たな人材の参画を得た取組（新規就農者の確保、農産物の加工・販売等）



【機械の共同利用】



【ゆずの加工】

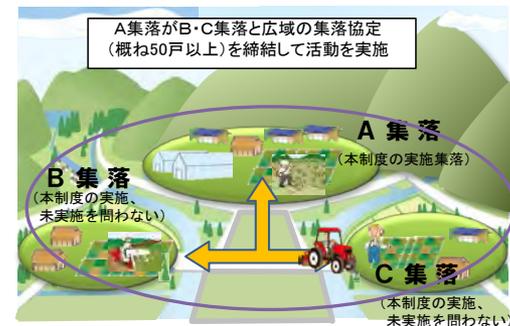
加算措置

① 集落連携・機能維持加算

【集落協定の広域化支援】

複数集落(2集落以上)が連携して広域の協定を締結し、新たな人材を確保して、農業生産活動等を維持するための体制づくりを支援

地目にかかわらず3,000円/10a

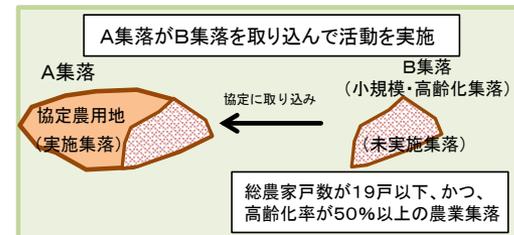


② 小規模・高齢化集落支援

本制度の実施集落が、小規模・高齢化集落の農用地を取り込んで行う農業生産活動を支援

田：4,500円/10a

畑：1,800円/10a



② 超急傾斜農地保全管理加算

超急傾斜地(田：1/10以上、畑：20°以上)の農用地で行う保全や有効活用を支援

田・畑：6,000円/10a

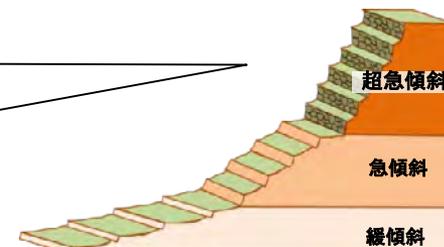
【対象活動の例】



石積み保全活動

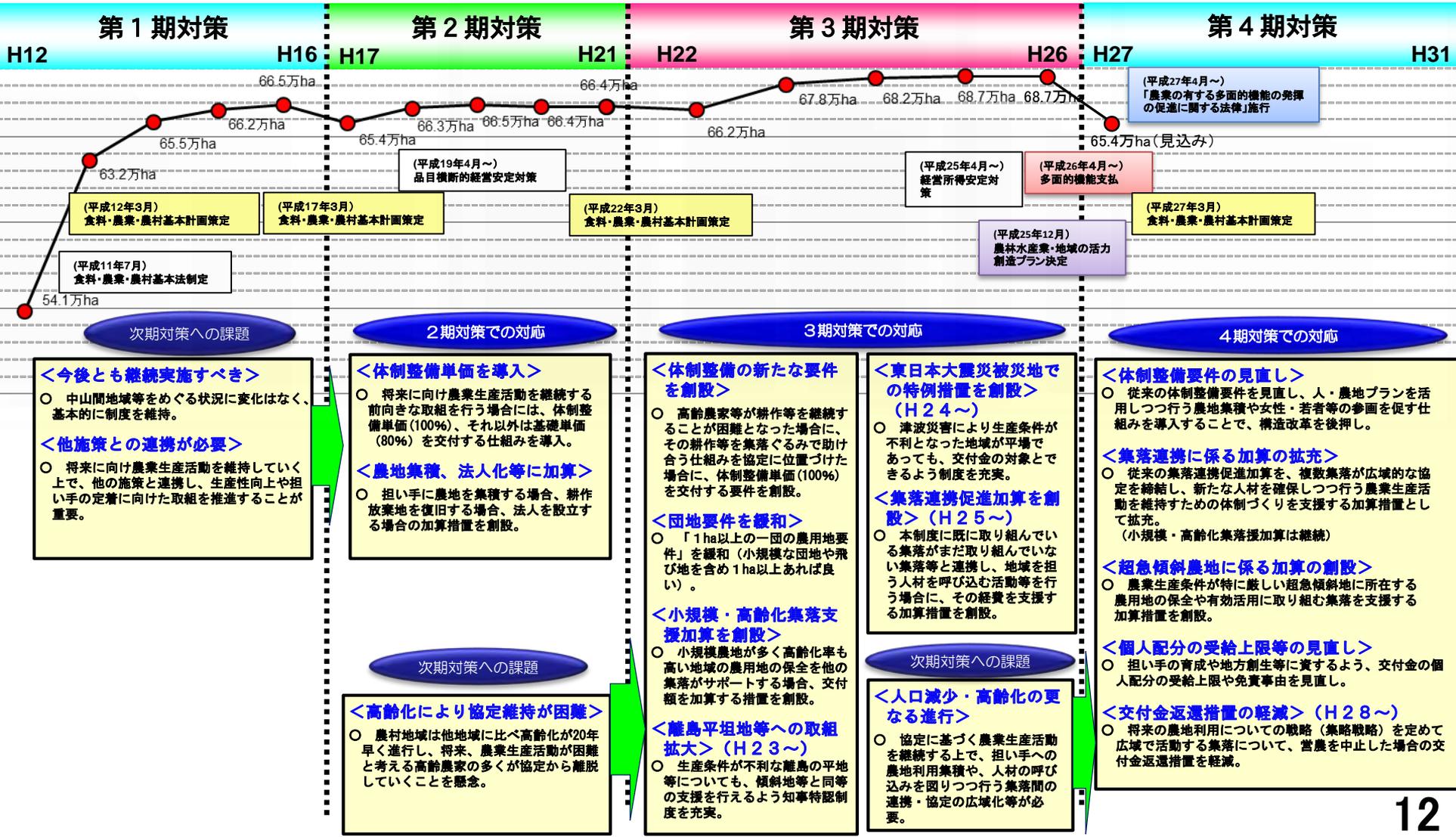


棚田オーナー制度



③制度のこれまでの経過

- 本制度は、平成12年度に創設して以降、5年を一期として対策を実施。
- 交付金の交付状況の点検・評価を踏まえ、時々々の課題にも対応しつつ、必要な見直しを加えながら継続的に実施。
- 平成28年度から、集略戦略を作成して、広域で活動する集落について、営農を中止した場合の交付金返還措置を軽減。



次期対策への課題

<今後とも継続実施すべき>

- 中山間地域等をめぐる状況に変化はなく、基本的に制度を維持。

<他施策との連携が必要>

- 将来に向け農業生産活動を維持していく上で、他の施策と連携し、生産性向上や担い手の定着に向けた取組を推進することが重要。

2期対策での対応

<体制整備単価を導入>

- 将来に向け農業生産活動を継続する前向きな取組を行う場合には、体制整備単価(100%)、それ以外は基礎単価(80%)を交付する仕組みを導入。

<農地集積、法人化等に加算>

- 担い手に農地を集積する場合、耕作放棄地を復旧する場合、法人を設立する場合の加算措置を創設。

次期対策への課題

<高齢化により協定維持が困難>

- 農村地域は他地域に比べ高齢化が20年早く進行し、将来、農業生産活動が困難と考える高齢農家の多くが協定から離脱していくことを懸念。

3期対策での対応

<体制整備の新たな要件を創設>

- 高齢農家等が耕作等を継続することが困難となった場合に、その耕作等を集落ぐるみで助け合う仕組みを協定に位置づけた場合に、体制整備単価(100%)を交付する要件を創設。

<団地要件を緩和>

- 「1ha以上の一団の農用地要件」を緩和(小規模な団地や飛び地を含め1ha以上あれば良い)。

<小規模・高齢化集落支援加算を創設>

- 小規模農地が多く高齢化率も高い地域の農用地の保全を他の集落がサポートする場合、交付額を加算する措置を創設。

<離島平地地等への取組拡大>(H23～)

- 生産条件が不利な離島の平地等についても、傾斜地等と同様の支援を行えるよう知事特認制度を充実。

3期対策での対応

<東日本大震災被災地での特例措置を創設>(H24～)

- 津波災害により生産条件が不利となった地域が平場であっても、交付金の対象とできるような制度を充実。

<集落連携促進加算を創設>(H25～)

- 本制度に既に取り組んでいる集落がまだ取り組んでいない集落等と連携し、地域を担う人材を呼び込む活動等を行う場合に、その経費を支援する加算措置を創設。

次期対策への課題

<人口減少・高齢化の更なる進行>

- 協定に基づく農業生産活動を継続する上で、担い手への農地利用集積や、人材の呼び込みを図りつつ行う集落間の連携・協定の広域化等が必要。

4期対策での対応

<体制整備要件の見直し>

- 従来の体制整備要件を見直し、人・農地プランを活用しつつ行う農地集積や女性・若者等の参画を促す仕組みを導入することで、構造改革を後押し。

<集落連携に係る加算の拡充>

- 従来の集落連携促進加算を、複数集落が広域的な協定を締結し、新たな人材を確保しつつ行う農業生産活動を維持するための体制づくりを支援する加算措置として拡充。(小規模・高齢化集落支援加算は継続)

<超急傾斜農地に係る加算の創設>

- 農業生産条件が特に厳しい超急傾斜地に所在する農用地の保全や有効活用に取り組む集落を支援する加算措置を創設。

<個人配分の受給上限等の見直し>

- 担い手の育成や地方創生等に資するよう、交付金の個人配分の受給上限や免責事由を見直し。

<交付金返還措置の軽減>(H28～)

- 将来の農地利用についての戦略(集略戦略)を定めて広域で活動する集落について、営農を中止した場合の交付金返還措置を軽減。

(2) 中山間地域等直接支払の取組状況①

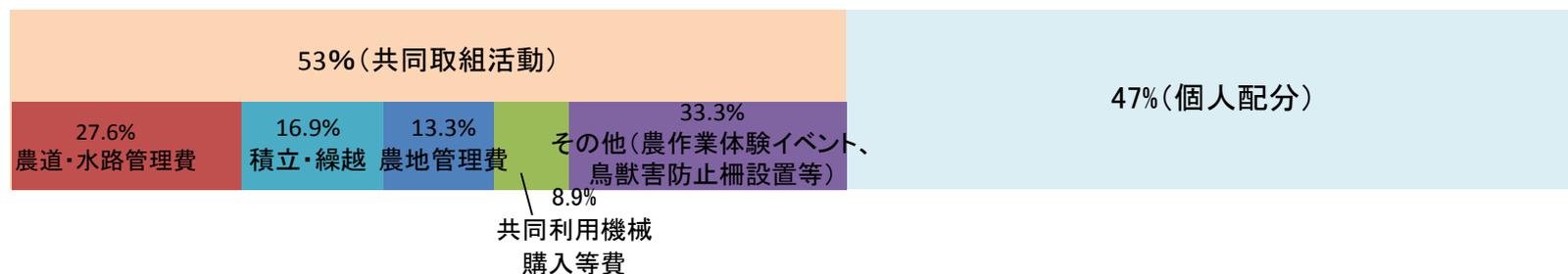
- 第3期対策では、取組面積が、平成22年度の66.2万haから、平成26年度の68.7万haへと2.5万ha増。
- 交付金の約53%が、農道・水路の管理費及び共同機械購入などの共同取組活動に活用。

1. 平成22年度～26年度の実施状況

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
協定数	26,937	27,570	27,849	28,001	28,078
取組面積(ha)	662,356	677,633	682,404	686,845	687,220
協定参加者数(人)	590,983	608,471	613,317	615,951	614,421
取組市町村数	985	993	993	996	998
交付額(百万円)	51,974	53,280	53,845	54,086	54,175

(参考) 平成22年度の対象集落数 : 41,983集落
 平成22年度の実施集落数 : 30,081集落

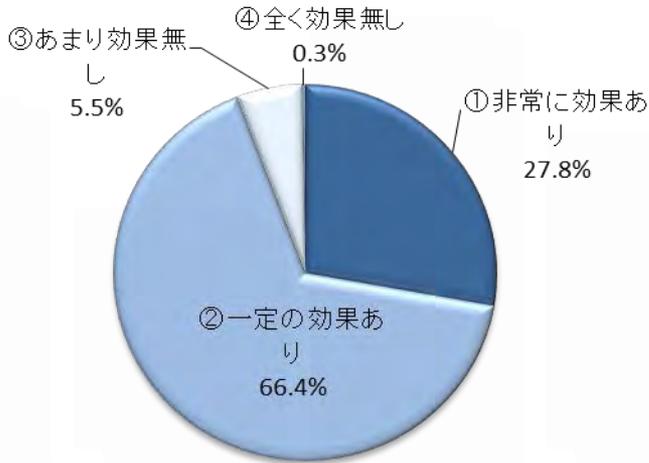
2. 平成26年度の交付金の使途(支出割合)



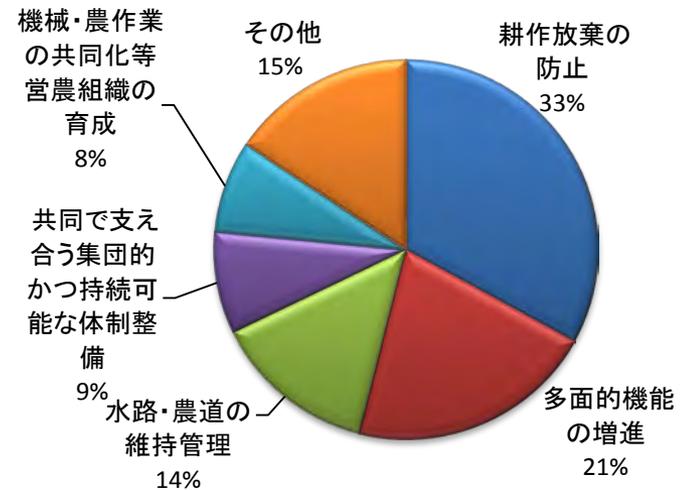
(2) 中山間地域等直接支払の取組状況②

- 第3期対策の実施により、集落代表者の9割超が地域等への活性化に効果があったと回答。また、都道府県からは、「耕作放棄の防止」や「多面的機能の増進」等に効果があったとする意見。
- また、第3期対策の期間を通じて、約8万haの農用地の減少が防止されたと推計。

- 地域等の活性化についての集落代表者へのアンケート
(第3期対策中間年評価)



- 最も効果があったと考える事項についての都道府県へのアンケート
(第3期対策最終評価)



- 農用地の減少防止効果の推計 (第3期対策最終評価)

農用地の減少防止効果・・・約8万ha (うち、耕作放棄の発生防止効果・・・約3.7万ha)

[推計に当たっての仮定]

- 農用地の減少防止効果

中山間地域等直接支払制度の対象となり得る地域であって、本制度に取り組んでいない集落における農地の減少率を算出(11.6%)し、中山間地域等直接支払制度を実施している地域(68.7万ha)において、もし本制度に取り組まなければ、同程度の減少率で農地が減少したと仮定。

- 耕作放棄の発生防止効果

第3期対策期間中(H22~H25)の農地のかい廃面積率約46%(全国)を、上記の約8万haに乗じた数値。

IV. 環境保全型農業直接支払による取組

(1) 環境保全型農業直接支払の概要 ①支援対象、交付単価等

- 平成23年度から、農業者等が実施する化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合に支援を実施。
- 地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動として、全国共通の取組のほか、地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、地域を設定して支援の対象とする地域特認取組を都道府県の申請に基づき設定し、支援を実施。

支援の対象

農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等

対象となる営農活動

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動

地球温暖化防止に効果の高い営農活動への支援

支援対象となる取組の例

緑肥の作付け



〔5割低減の取組の前後のいずれかに緑肥の作付けや堆肥を施用する取組〕

堆肥の施用



土壌中に炭素を貯留し
地球温暖化防止に貢献

生物多様性保全に効果の高い営農活動への支援

支援対象となる取組の例

有機農業



〔化学肥料・化学合成農薬を使用しない取組〕

様々な生物を地域で育み
生物多様性保全に貢献

主な交付単価

国と地方公共団体が1:1の負担割合で共同して支援。
(国の支援額4,000円/10a以内で設定)

【全国共通取組】

全国共通取組	
対象取組	交付単価
緑肥の作付け	8,000円/10a
堆肥の施用	4,400円/10a
有機農業 (うちそば等雑穀・ 飼料作物)	8,000円/10a (3,000円/10a)

【地域特認取組】

8,000円/10a以内

〔対象取組や支援単価は、
都道府県により異なる〕

・同一のほ場において2つの取組を一定の条件のもとで実施する場合は各取組に対して支援

※ 上記の全国共通取組のほか、地域の環境や農業の実態を勘案した上で都道府県が申請を行い、地域を限定して支援の対象とする地域特認取組を設定

②地域特認取組の例

○ 地域特認取組として、地域の環境や農業の実態等を踏まえた多様な取組を支援。(平成28年度は、44都道府県で172取組を設定)

リビングマルチ

主作物の畝間に麦類や牧草等を作付けする取組 (8,000円/10a)



草生栽培

園地に麦類や牧草等を作付けする取組 (8,000円/10a)



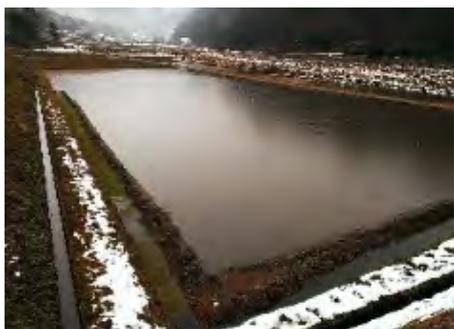
IPMの実践

総合的病害虫・雑草管理(IPM)を実践する取組 (4,000~8,000円/10a)



冬期湛水管理

冬期間の水田に水を張る取組(2ヶ月以上の湛水期間を確保) (8,000円/10a)



江(え)の設置

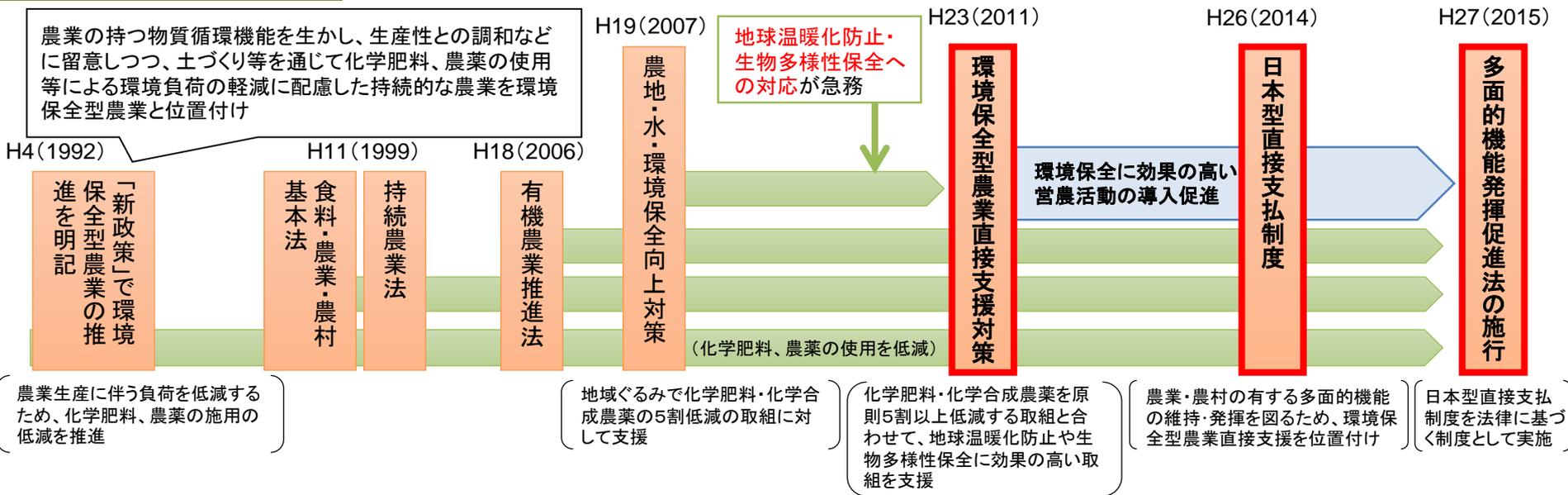
水田の一部を湛水状態とすることにより、水生生物の生育環境を確保する取組 (4,000円/10a)



③環境保全型農業に係る施策の変遷

- 平成19年度から開始した農地・水・環境保全向上対策において、地域ぐるみで化学肥料及び化学合成農薬を5割以上低減する取組に対する環境支払を実施。
- 平成23年度には、国際的な動きとして地球温暖化防止や生物多様性保全への対応が急務となる中、化学肥料及び化学合成農薬の施用を5割以上低減する取組と合わせて、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に対する支援を行う環境保全型農業直接支援対策を創設。
- 平成26年度に、農業、農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、多面的機能支払、中山間地域等直接支払及び本対策を日本型直接支払制度として位置付け。平成27年度から、「農業の有する多面的機能の発揮に関する法律」に基づく制度として実施。

国内における施策の変遷



【食料・農業・農村基本計画】(H27.3)

○農業の自然循環機能の維持増進とコミュニケーション(抜粋)

家畜排せつ物や稲わら等の資源の循環利用、農薬及び肥料の適正な使用の確保等を通じて、環境と調和のとれた農業生産を様々な地域で推進することにより、農業の自然循環機能を維持増進し、持続可能な農業の確立を図る。

その一環として、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく環境保全型農業直接支払制度を通じて、地域でまとまりを持った環境保全型農業の取組や、農業者の技術向上や消費者の理解増進等を図る活動を推進する。

○多面的機能の発揮を促進するための取組(抜粋)

「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、多面的機能の適切かつ十分な発揮による恵沢を国民が享受することができるよう、環境保全型農業の普及促進とともに、地域コミュニティによる活動や生産条件が不利な中山間地域等における営農の継続に対する支援を行う。

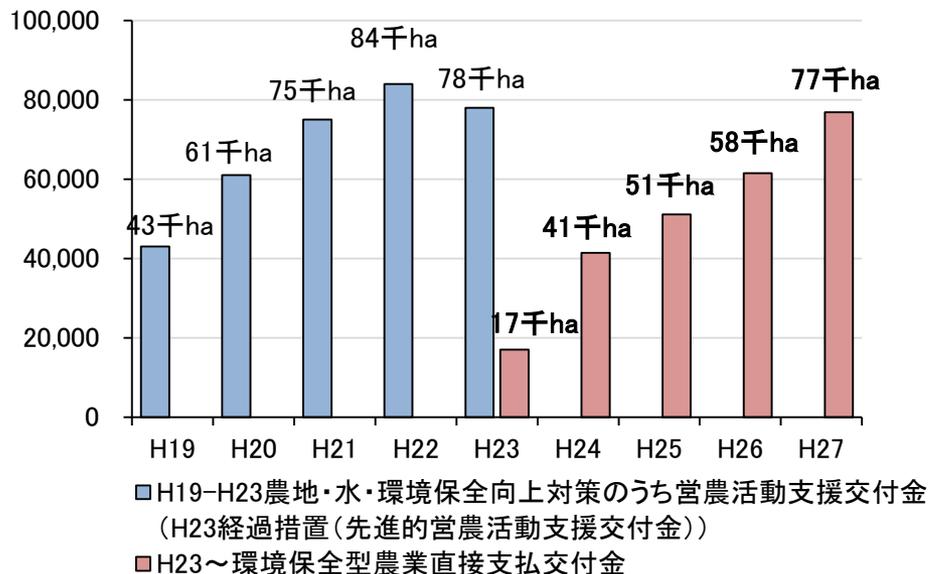
(2) 環境保全型農業直接支払の取組状況

- 平成27年度の環境保全型農業直接支払交付金の取組面積は7万7千ヘクタールであり、平成26年度に比べて1万9千ヘクタール増加。
- 平成27年度より支援対象の要件を農業者個人から農業者の組織する団体等に変更したため、取組件数は減少しているが、一方で制度への理解が進み、取組面積は大幅に増加。

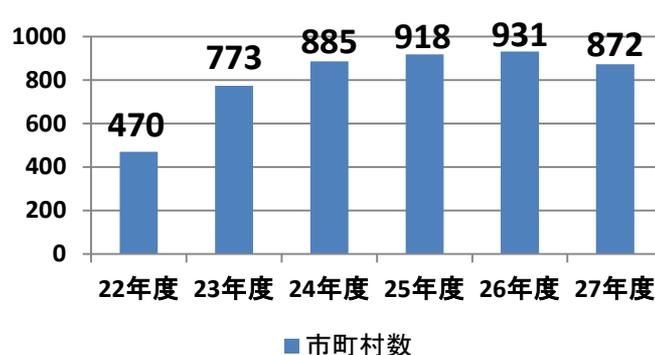
○ 環境保全型農業直接支払交付金の取組件数、取組面積、市町村数

	取組件数	取組面積(ha)	市町村数
H23年度	6,622	17,009	773
H24年度	12,985	41,439	885
H25年度	15,240	51,114	918
H26年度	15,920	57,744	931
H27年度(見込み)	4,097	76,863	872

(参考) 農地・水・環境保全向上対策の営農活動支援交付金及び環境保全型農業直接支払交付金の取組面積の推移



○ H22～27年度(見込み)の取組市町村数の推移



※ H22年度は農地・水・環境保全向上対策の営農活動支援交付金の取組市町村数、H23年度は経過措置を除く環境保全型農業直接支援対策の取組市町村数

○ H27年度の支援対象取組別の取組面積(見込み)割合

